

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年6月22日

【会社名】 荒川化学工業株式会社

【英訳名】 ARAKAWA CHEMICAL INDUSTRIES, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷 奥 勝 三

【本店の所在の場所】 大阪市中央区平野町1丁目3番7号

【電話番号】 06(6209)8500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 宮 下 泰 知

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区平野町1丁目3番7号

【電話番号】 06(6209)8500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 宮 下 泰 知

【縦覧に供する場所】 荒川化学工業株式会社東京支店
(東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社第86期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月17日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金15円 総額307,864,485円

ロ 効力発生日

平成28年6月20日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1 監査等委員会設置会社へ移行するため、関連する定款に所要の変更を行う。

2 業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう現行定款第27条に所要の変更を行う。

3 上記各変更にもない、条数の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、谷奥勝三、眞鍋好輝、宇根高司、延廣徹、西川学、三王哲朗、宮下泰知、稲波正也、森岡浩彦および浅井正士を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、厚朴裕一、村上茂人および中務正裕を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額4億50百万円以内(うち社外取締役分年額30百万円以内)と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	168,524	56	0	99.97	可決
第2号議案	168,170	410	0	99.76	可決
第3号議案					
谷 典 勝 三	164,051	4,529	0	97.31	可決
眞 鍋 好 輝	165,813	2,767	0	98.36	可決
宇 根 高 司	165,813	2,767	0	98.36	可決
延 廣 徹	165,813	2,767	0	98.36	可決
西 川 学	165,813	2,767	0	98.36	可決
三 王 哲 朗	165,813	2,767	0	98.36	可決
宮 下 泰 知	165,812	2,768	0	98.36	可決
稲 波 正 也	168,250	330	0	99.80	可決
森 岡 浩 彦	166,509	2,071	0	98.77	可決
浅 井 正 士	166,959	1,621	0	99.04	可決
第4号議案					
厚 朴 裕 一	167,566	1,014	0	99.40	可決
村 上 茂 人	153,674	14,906	0	91.16	可決
中 務 正 裕	149,928	18,652	0	88.94	可決
第5号議案	168,100	480	0	99.72	可決
第6号議案	168,057	523	0	99.69	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。